

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されます。**
  - 幼稚園については、月25,700円を上限に無償となります。
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
  - 通園送迎費、給食の食材料費、行事費、延長保育料などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の小学校3年生から数えて第3子以降の子どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化を受けるために新潟市へ認定の手続きが必要です(市外にお住まいの方は、当該市町村へご確認ください)。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - 無償化が始まったあとも、既存の軽減(第2子・第3子の多子軽減)は継続します。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象とされます。**  
(注) 地域型保育とは、小規模保育、事業所内保育等を指します。

## 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください。）  
（注）原則、入所施設を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）がありますので、下記の問い合わせ先までご確認ください。
- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

## 認可外保育施設等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、新潟市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります（市外にお住まいの方は、当該市町村にご確認ください）。  
（注1）保育園、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。  
（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。下記の問い合わせ先までご確認ください。
- **3歳から5歳までの子どもたちは月37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月42,000円まで**を上限に利用料が無償化されます。

### 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業**を対象とします。  
（注1）認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。  
（注2）無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障がい児の発達支援**を利用する子どもたちについても、**3歳から5歳までの利用料が無償化**されます。